

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の公表について（令和2年8月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1 20200817	伊勢西村ハイヤー有限会社(法人番号7190002008314) 代表者西村有子	三重県伊勢市前山町1292-5	本社営業所	三重県伊勢市前山町1292-5	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	道路運送法第23条第3項	令和2年1月22日及び令和2年1月24日、監査方針に基づき、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)運行管理者の解任届出違反(道路運送法第23条第3項)、(2)健康診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)、(3)乗務等の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)、(4)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(5)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(6)定期点検未実施(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)、(7)一般講習受講義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第1項)	6	6
2 20200817	瑞穂タクシー株式会社(法人番号7180001024354) 代表者岩間宏之	愛知県名古屋市中天白区野並2丁目12番地	本社営業所	愛知県名古屋市中天白区野並2丁目12番地	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項	令和2年1月31日、監査方針に基づき、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務等の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)、(2)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(3)特定の運転者に対する適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)	1	1
3 20200817	浜松タクシー株式会社(法人番号6080401004140) 代表者本多正	静岡県浜松市東区子安町1481番地	浜北営業所	静岡県浜松市浜北区根堅2004-4、2004-17	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項	令和2年1月14日、監査方針に基づき、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)健康診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)、(2)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(3)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)	2	2
4 20200821	株式会社香流運輸(法人番号2180001001812) 代表者高木千榮子	愛知県名古屋市中東区引山四丁目606番地	岩作営業所	愛知県長久手市岩作早稲田22番地1号	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和2年1月14日及び令和2年1月28日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(2)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(3)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)	3	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分公表について（令和2年8月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
5 20200825	名鉄知多タクシー株式会社(法人番号7180001092095) 代表者佐野達郎	愛知県半田市南末広町124番地12	東海営業所	愛知県東海市元浜町54番地5	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	道路運送法第20条	令和2年2月14日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送違反(道路運送法第20条)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	1	1
6 20200827	東名交通株式会社(法人番号5180001069401) 代表者江口修二	愛知県豊明市栄町南館18番地9号	本社営業所	愛知県豊明市栄町南館18番地9号	輸送施設の使用停止(40日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項	令和2年1月17日及び令和2年2月6日、監査方針に基づき、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(2)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)	6	4
7 20200831	株式会社福福交通(法人番号7210001008824) 代表者沖野幸一	福井県福井市高木中央2丁目4110番地レジレンスMAKI1階	本社営業所	福井県福井市高木中央2丁目4110-i階	輸送施設の使用停止(32日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項	令和2年1月10日、監査方針に基づき、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)	4	4

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。